

# 鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和5年11月15日 鏡石町農業委員会第4回定例総会は、鏡石町役場第一会議室に招集された。

## 記

- 1 招集告示 令和5年11月 7日 (火)
- 2 会 期 令和5年11月15日 (水) 1日間
- 3 開閉の日時  
開 会 令和5年11月15日 (水) 午後1時25分  
閉 会 令和5年11月15日 (水) 午後1時56分
- 4 会議場所 鏡石町役場 第一会議室
- 5 招集委員  
農業委員  
1番 大塚 光 法君                      2番 根本 竜太郎君  
3番 鵜沼 雅子君                      4番 藤島 真理子君  
5番 白澤 正君                         6番 稲田 貴夫君  
7番 面川 祐吉君                      8番 円谷 一男君  
9番 菊地 榮助君  
農地利用最適化推進委員  
7番 佐藤 丹治君                      8番 込山 信雄君
- 6 出席委員  
農業委員  
1番 大塚 光 法君                      2番 根本 竜太郎君  
3番 鵜沼 雅子君                      4番 藤島 真理子君  
5番 白澤 正君                         6番 稲田 貴夫君  
7番 面川 祐吉君                      8番 円谷 一男君  
9番 菊地 榮助君  
農地利用最適化推進委員  
7番 佐藤 丹治君                      8番 込山 信雄君
- 7 欠席委員  
なし
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名  
事務局長 倉田 知典                      主事 小田 川 翼

## 9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について  
議案第 3 号 現況確認証明申請について  
報告第 1 号 農用地利用集積計画の変更に関する申出について

開会 午後 1 時 2 5 分

事務局 それでは、時間は少し早いですが皆様おそろいですので、ただいまから第 4 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。秋を通り越して冬と言われるような寒さが続いておりますが、刈り取りもだいたい終わりました、高温の影響で米も悪かったと聞きますが、我々の近くで聞きますとあまり影響はないように思います。

また、福島県下大会ではお疲れ様でした。大会もコロナの前より盛り上がりがないように思い、また、参加者も減ってきておりますので、これからどういう風に参加者を募っていくか課題となります。皆様の仕事等のご都合もあるかと思いますが、研修等のイベントに参加いただき活動を推進していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今回は、議案 3 件、報告 1 件となりますのでご審議よろしくお願いいたします。

事務局 議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長 それでは、本日の会議を開きます。  
欠席者については、皆無です。

議長 次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「7 番 面川 祐吉 委員」「8 番 円谷 一男 会長職務代理者」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。  
議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり農地転用の許可申請書の提出があったので、知事に送付する意見の決定を求める。

こちらにつきましては、設定人から被設定人に対して、所有権移転をし太陽光発電設備を設置する物でございます。

また、別紙意見書をお開きください。

地番、面積、位置図については記載の通りでございますが、今回意見書の決定をもちまして、1週間後に知事へ送付いたします。

説明は以上です。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号について説明が終わりました。  
ここで、地元委員の説明を求めます。

議長 8番 込山推進委員

込山推進委員 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、現地調査は、11月7日（火）、白澤委員と実施しました。

譲受人及び譲渡人の代理人 柳沼行政事務所と面会し、太陽光発電のための農地転用について、説明を受けました。

この農地転用により周囲の営農に及ぼす影響はないと認められることを確認しました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、質疑に入らせていただきます。  
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可適当と決定しました。

議長 次に議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、鏡石町から意見を求められたので、利用権の設定等を受ける物に係る資格の適否の意見を求める。

番号1になります。継続での賃借権となり、合計3筆を10aあたり米0.5俵での貸し付けで、期間は5年間となります。

また、地番、面積、位置図については記載のとおりです。  
なお、次のページには、概要書がございますので、ご覧ください。  
説明は以上です。

議長 　　ただ今から、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

（質疑・意見なし）

議長 　　質疑・意見がないようですので、議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、計画に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 　　挙手全員でございますので、議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定については、計画に賛成と決定しました。

議長 　　次に議案第3号 現況確認証明申請について、  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第3号 現況確認証明申請について、次のとおり申請があったので、非農地とすることの適否の決定を求める。  
全部で9件ございました。  
番号1について、東鹿島地区及び豊田地区  
こちらは、長年にわたり耕作されておらず、雑木が生えるなど山林化及び原野化しており、農地への復元は困難であると確認しました。  
続いて番号2について、豊田地区  
番号3について、次ページのとおり豊田地区13筆  
番号4について、豊田地区  
こちらは、矢吹原土地改良区の送水管が破損し、田に水を送れなくなったが、送水管の復旧をしない覚書を締結した。よって田としての機能は無くなり、畑への転作については地形的に困難である。今後も農地への復元は困難であるため、営農の見込みはないことを確認しました。  
また番号5について、豊田地区  
番号6について、豊田地区  
番号7について、仁井田地区  
番号8について、仁井田地区  
番号9について、仁井田地区 となります。  
こちらについても、長年にわたり耕作されておらず、雑木が生えるなど山林化及び原野化しており、農地への復元は困難である。また、復元したとしても継続指定営農される見込みはないことを確認しました。  
なお、地番、面積については記載のとおりです。  
以上、説明を終わります。

議長 　　議案第3号について説明が終わりました。  
それでは、地元委員より意見を求めます。

議 長 8 番 込山推進委員

込 山  
推 進 委 員 議案第 3 号 番号 1～6 についての現況確認は、11月7日（火）、私のほか、農業委員の白澤委員、稲田委員、事務局 倉田事務局長、小田川主事の 5 名で実施しました。

番号 1 及び 5～6 については、現地は長年耕作されておらず、雑木が生えるなど、原野化、山林化しているため、農地に復元することは困難であることを確認しました。

番号 2～4 については、現地は矢吹原土地改良区の送水管の破損により田の耕作が不可能になり、今年からは農地は耕作されず、今後も復旧が見込まれないことから、雑木が生えるなど、原野化、山林化することが予想され、農地に復元することは困難であることを確認しました。

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 続いて 7 番 佐藤推進委員

佐 藤  
推 進 委 員 議案第 3 号 番号 7～9 についての現況確認は、11月7日（火）、私のほか、農業委員の白澤委員、稲田委員、事務局 倉田事務局長、小田川主事の 5 名で実施しました。

現地は、長年耕作されておらず、雑木が生えるなど、原野化、山林化しているため、農地に復元することは困難であることを確認しました。

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただ今から、質疑に入らせていただきます。  
発言のある方は挙手願います。

（質疑・意見なし）

議 長 質疑・意見がないようですので、議案第 3 号 現況確認証明申請について、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございますので、議案第 3 号 現況確認証明申請については、非農地と判断することに決定しました。

議 長 次に、報告第 1 号 農用地利用集積計画の変更に関する申出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第 1 号 農用地利用集積計画の変更に関する申出について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の賃貸借の変更の申し出について、利用権の変更申出書を受理したので報告する。

内容につきましては、遊水地になるところで中間管理事業で賃貸借をしていた場所となります。

番号1については、福島県農業振興公社へ合計5筆を10aあたり6千円で貸しておりました。

番号2については、同様の土地を福島県農業振興公社から借りていたという内容になります。どちらも10月付けで解約されております。

なお、地番、面積等については記載のとおりです。

以上、報告いたします。

議 長

ただいまの報告第1号について、事務局の朗読説明が終わりました。報告第1号について、報告とおりに承認することに御異議ございませんか。

(発言なし)

議 長

御意見、御異議がないようですので、報告第1号 農用地利用集積計画の変更に関する申出についてつきましては、報告のとおり、これを承認することに決定いたしました。

議 長

その他の件については、委員のみなさんからご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

ないようですので、以上をもちまして、鏡石町農業委員会第4回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 1 時 56 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長

印

署名委員 7番

印

署名委員 8番

印